

令和3年12月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日(金) 午後1時57分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について(利用権設定)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画(利用権貸借)の差し替えについて

4. 会議に出席した委員(23名)

1番 赤川 敏彦

3番 大中 久敏

5番 草場 小夜子

7番 白水 壽徳

9番 田中 善道

11番 寺崎 多加子

13番 永利 春雄 (欠席)

15番 野口 忠弘

17番 肥山 繁雄

19番 藤井 豊志

21番 柳 昭好

23番 山下 梅夫

2番 天本 正幸

4番 木村 博佳

6番 後藤 感二

8番 田籠 新

10番 寺崎 廣喜

12番 中原 孝司

14番 西岡 利子

16番 久光 壽子

18番 福田 壽光

20番 藤井 政秋

22番 柳 蔵司

24番 山田 憲二

5. 会議に欠席した委員(1名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

朝晩、寒くなって参りました。師走を迎え、本年最後の農業委員会総会となりました。

本年を振り返ってみますと、昨年と同様、豪雨と共に新型コロナウイルス感染症に翻弄された年ではなかったかなと思います。

来年こそは、穏やかな年であることを願わずにはられません。

このような中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案4件、報告事項4件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号13番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和3年12月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号9番委員、同11番委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、福童地内の田1筆です。3条による有償移転で売買

となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、福童地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、福童地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号4は、三沢地内の田8筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人)

親子間での贈与となります。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ですが、申請人から取下げる旨の申し出が事務局の方に有りましたので、議案から削除をお願いいたします。

○議長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転8件を議題といたします。
それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について、ご説明します。

番号1は、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、二森地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、二森地内の田1筆、八坂地内の田1筆、計2
筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説
明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書の5ページをお願いします。

番号4は、寺福童地内の田2筆、畑1筆、計3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説
明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

番号5は、光行地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説
明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

番号6は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説
明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れされ
るものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書の6ページをお願いします。

番号7は、光行地内の田1筆、八坂地内の田1筆、計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号8は、井上地内の畑7筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転8件について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、5件の提案理由の説明をいたします。

議案書7ページをご覧ください。

番号1は、井上地内の田1筆、上岩田地内の田1筆、計2筆です。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

番号2は、横隈地内の田1筆、井上地内の田1筆、計2筆です。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

番号3は、吹上地内の畑1筆、井上地内の田2筆、計3筆です。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

次に、議案書8ページ、番号4は、吹上地内の畑1筆です。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

番号5は、小板井地内の田13筆、稲吉地内の田3筆、計16筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

本来、11月に諮るべき案件でしたが、同意の整理が遅れたため今月の設定となったところです。

以上、5件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長 よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出4件につきまして報告いたします。

番号1は、山隈地内の田4筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

番号2は、二森地内の田2筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

次に、議案書の11ページ、番号3は、八坂地内の田1筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

番号4は、福童地内の田1筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。



報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、大板井地内の畑1筆です。

転用の目的は、露天駐車場として利用するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、9件の報告をいたします。

番号1は、横隈地内の（市街化）田2筆の内、一部を露天資材置場とするため、届出が提出されたものです。

番号2と番号3は、同一の譲受人のため、併せて報告します。

2件は、三沢地内の（市街化）畑4筆です。

宅地分譲するため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の14ページをお願いします。

番号4から番号6までは、同一の譲受人のため、併せて報告します。

3件は、津古地内の畑5筆です。

店舗を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の15ページをお願いします。

番号7は、寺福童地内の畑2筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、番号8は、大保地内の（市街化）畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、番号9は、横隈地内の（市街化）畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

以上、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○事務局

続きまして、報告第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、利用権貸借分の一部差し換えについて、説明いたします。

農用地利用計画については、先月11月の定例総会において、ご審議をいただき、ご了解を得たところですが、議案書16ページから18ページにかけて、網掛けをしております3名の方について、先月の議案書ではお亡くなりになった方の名前で記載をしておりました。

これは、利用権を設定する者と設定を受けるものとの契約、すなわち、「農用地利用集積計画」書から議案書を作成するために、入力作業を行う際に、確認もれが発生したことが原因となります。

したがって、契約そのものの間違いではなく、事務上の瑕疵となりますので、ご了解をいただきますと共に、該当部分の「差し替え」をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項4件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年12月、小都市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和3年12月10日(金) 午後 2時29分閉会